

議案第94号

指定管理者の指定について（扇町駅・天満駅自転車駐車場ほか32施設）

扇町駅・天満駅自転車駐車場ほか32施設について、次のとおり指定管理者を指定する。

1 有料自転車駐車場の名称

扇町駅・天満駅自転車駐車場

大阪天満宮駅・南森町駅自転車駐車場

地下鉄中津駅自転車駐車場

天神橋筋六丁目駅自転車駐車場

中崎町駅自転車駐車場

阪急中津駅自転車駐車場

JR野田駅・玉川駅自転車駐車場

野田阪神駅・阪神野田駅自転車駐車場

福島駅自転車駐車場

安治川口駅自転車駐車場

西九条駅自転車駐車場

谷町四丁目駅自転車駐車場

谷町六丁目駅自転車駐車場

難波千日前駅自転車駐車場

森ノ宮駅自転車駐車場

阿波座駅自転車駐車場

九条駅自転車駐車場

ドーム前千代崎駅自転車駐車場

西大橋駅自転車駐車場

西長堀駅自転車駐車場

朝潮橋駅自転車駐車場

大阪港駅自転車駐車場

弁天町駅西自転車駐車場

弁天町駅東自転車駐車場

大正駅自転車駐車場

大正駅地下自転車駐車場

上本町駅・谷町九丁目駅自転車駐車場

四天王寺前夕陽ヶ丘駅自転車駐車場

芦原橋駅自転車駐車場

今宮駅自転車駐車場

恵美須町駅自転車駐車場

桜川駅・JR難波駅・汐見橋駅自転車駐車場

大国町駅自転車駐車場

2 指定管理者

大阪市北区堂島浜2丁目1番9号

株式会社 駐輪サービス

- 3 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。ただし、大阪港駅自転車駐車場及び恵美須町駅自転車駐車場については、平成28年5月1日から平成33年3月31日まで

平成28年2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

扇町駅・天満駅自転車駐車場ほか32施設について指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方自治法（抄）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 省 略

2 省 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 省 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 - 11 省 略